

川口市議会12月議会が始まりました

11月30日から川口市議会12月定例会が始まりました。初日には、令和元年度決算の認定について討論・採決が行われ、一般会計・特別会計を金子ゆきひろ議員、企業会計を松本さちえ議員が討論に立ちました。また市長・特別職員・職員の給与改定条例の提案と質疑・採決も行なわれました。

一般質問は10日(木)から始まり、井上かおる議員が10日の15時に登壇します。以下、日程と井上議員の質問要旨をお知らせします。

12月
議会日程

一般質問	12月10日(木)	15時～ 井上かおる議員
	11日(金)	
	14日(月)	
常任委員会	16日(水)	10時 ～ 福祉保健
		13時半～ 環境経済文教
常任委員会	17日(木)	10時 ～ 建設消防
		13時半～ 総務
閉会日	12月22日(火)	

井上かおる議員
一般質問要旨
12月10日(木)
15時～

1. 産業振興・労働者福祉向上で地域経済の活性化を
2. 新型コロナウイルス感染症における市としての対応について
3. 水道料金改定について
4. 東川口駅前公共用地の利活用事業について
5. 都市農業をまもって、みどり豊かなまちづくりを
6. 保育事業に係る市としての責任について

○議会はマスク着用で傍聴もできますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自粛のお願いがされています。インターネットでの中継もご利用下さい。

新川口

2020年12月6日 No.1587
日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528

住まいは人権! 市営住宅を活用しましょう

知っ得

情報

問 入居申込の条件等を教えてください

答 6つの条件を満たしている必要があります。

1. 申込み時の年の1月1日から引き続き本市に居住していること。
2. 持家がある場合や既に公営住宅等に入居している場合は原則申込できません。
3. 同居親族(または同居しようとする親族)がいること。兄弟等の申込や、家族を不自然に合体・分割しての申込はできません。
4. 入居しようとする世帯全員の収入総額が収入基準の範囲内であること。
5. 市民税を滞納していないこと。
6. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと。

問 収入基準について教えてください

答 入居者全員の年間所得額から、控除額(扶養控除、障害者控除、老人扶養控除等)を引いて、12で割った額が15万8000円以下であることが必要です。ただし、老人世帯、障害者世帯等は、21万4000円以下となります。

問 募集のしおりはどこにありますか

答 第一本庁舎2階総合案内、第二庁舎1階ロビー、川口駅前行政センター、支所、駅連絡室、川口市営住宅入居サービスセンター(鳩ヶ谷庁舎)、鳩ヶ谷庁舎1階受付・4階住宅政策課にあります。

問 締め切りはいつですか

答 12月21日(月)(消印有効)までに、しおりに添付の封筒で郵送してください。

お問い合わせは

川口市営住宅入居サービスセンター
048(729)5967

川口市議会12月定例会の開会前に開かれた議会運営委員会に、日本共産党市議団は、「選択的夫婦別姓制度の導入へ向け国会審議の推進を求める意見書(案)」
「温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた抜本的強化を求める意見書(案)」の2本の意見書案を提案しました。
今後12月市議会で可決できるよう全力で頑張ります。今号では、提案している意見書の全文を紹介します。

選択的夫婦別姓制度の導入へ向け 国会審議の推進を求める意見書(案)

選択的夫婦別姓制度のあり方については、平成27年に最高裁判所で夫婦同氏制度は合憲と判断されたが、「国会で論じられ、判断されるべき」と国会に委ねられている。その後も十分な審議が進んでおらず、現在も選択的夫婦別姓を求める訴訟も行われている。

女性差別撤廃条約を批准している我が国は、国連女性差別撤廃委員会から複数回、夫婦の姓の選択など民法に残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させることを求める旨の改善勧告を出されている。

現在の民法では、夫婦同姓の原則から、夫婦は婚姻の際に夫又は妻の姓のどちらかを選ばなければならず、約96%が姓の選択に関し夫の姓に改姓している現状にある。

一方、平均初婚年齢が年々上がり、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースも多くなり、改姓時に必要な事務手続きは確実に増え、キャリア継続のために事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。

選択的夫婦別姓の制度創設は、引き続き夫婦同姓を継続できる一方で、改姓を望まないカップルは別姓を選べるようにするものであり、これは婚姻による改姓の不利益を案ずることなく結婚・出産し、法的な家族として支え合える社会につながるものと言える。さらに、旧姓併記による災害時の本人確認や、姓の使い分けによる混乱など社会的な混乱なども防ぐことにもなる。内閣府の調査でも選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認が66.9%に達し、反対の29.3%を上回る結果となり、国民の意識も変化している。

よって、国及び政府においては、男女共同参画の推進や女性の社会進出を進める社会の実現のためにも選択的夫婦別姓制度の導入へ向け国会審議の推進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた 抜本的強化を求める意見書(案)

2015年に合意された「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇が工業化前と比較して「2度」に達すれば異常気象、海洋システムへの高いリスク、熱帯感染症の拡大、農作物生産の減少などによる深刻な被害が生じる可能性が高まることから「2度を十分に下回る水準に抑制し、できれば1.5度未満にする」こと、そのために21世紀後半には、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを決めている。

また、パリ協定の要請を受けて、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は2018年10月公表の特別報告書で、1.5度上昇であっても気候や環境に打撃を与えると警告し、温室効果ガス排出を「この十年で半減しなければならない」と提起している。

現在、国会では「気候非常事態宣言」が決議され、菅首相も2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを表明しており、その目標を実現するためには、エネルギーをはじめ従来の政策を根本から転換することが必要である。

現状では、日本の目標は「30年度に13年度比で26%」で国際的な基準の1990年比で換算すると、わずか18%削減となっている。欧州諸国は1990年比で50%以上削減を目指していることから日本も2030年までに少なくとも40~50%削減に目標を引き上げることが求められている。

そのためにも、国においては、環境保全のルールづくりを行い再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に踏み出す政策をすすめて、温室効果ガス排出の実質ゼロの実現に向けた抜本的強化をはかるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。